平成２３年（フ）第１３７号
広島県豊田郡大崎上島町中野4093番地１
債務者　岩崎　太郎
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４３号
広島県呉市広古新開８丁目３番10号
債務者　則川　哲輝
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４０１号
高知市東城山町109番地18　城山コーポ201
債務者　坂本まさ子
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１４号
高知県香南市野市町下井1297番地20
債務者　田渕　寿也
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１５号
高知県香南市野市町下井1297番地20
債務者　田渕　由恵
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６５号
高知市神田771番地　フォーシーズンＤ201
債務者　髙橋　正和
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５５号
福岡県久留米市南４丁目26番23号
債務者　矢野　　明
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６５号
沖縄県豊見城市字金良92番地１Ｓｕｎ　Ｇａｒｄｅｎ金良307号
債務者　湖城　夏代
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５０号
沖縄県中頭郡西原町字東崎９番地の40
債務者　大見謝恒信
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７８号
石川県加賀市美岬町その58番地の２
債務者　上片　芳彦
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９７号
長野市浅川４丁目113番地114、住民票上の住所長野市吉田４丁目５番16―705号　メゾンデュオーラ信濃705号
債務者　今村八代江
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
兵庫県宝塚市三笠町７番４号
債務者　高野　典子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３００号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目２番412号
債務者　柴田　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１４４号
福島県本宮市和田字屋口43番地２
債務者　渡邊　衛喜
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
千葉県野田市山崎1314番地　西大和田団地１号棟389
債務者　佐藤　元康
１　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０１号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地常盤平公団住宅Ｅ街区17棟103号
債務者　大木　正司
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１４号
千葉県野田市岩名2023番地の68　アオキハイツ205
債務者　小沼　輝男
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部